10.14　史跡・文化財

10.14 史跡・文化財

(1) 調査

1) 調査内容

① 埋蔵文化財の分布状況

埋蔵文化財の分布状況を調査した。

② その他の予測・評価に必要な事項

地域の史跡・文化財、土地利用等の状況を調査した。

2) 調査方法

① 埋蔵文化財の分布状況

(ｱ) 既存資料調査

埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等並びに埋蔵文化財の種類及び価値等については、「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ」（令和 8 年 2 月閲覧、埼玉県教育委員会教育局教育総務部文化財・博物館課ホームページ）、「埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第 424 集　桶川市　大平遺跡　一般国道 17 号上尾道路新設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告」（平成 28 年 7 月、国土交通省関東地方整備局、公益財団法人埼玉県文化財調査事業団）等の既存資料調査及び桶川市の担当部署等へのヒアリングにより整理した。

また、計画地内の埋蔵文化財については、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月、法律第 214 号）等に基づく手続の実施状況を整理した。

② その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

地域の史跡・文化財については、「文化財」（令和 8 年 2 月閲覧、桶川市教育委員会教育部文化財課ホームページ）等により整理した。

土地利用の状況については、地形図、土地利用現況図等により整理した。

3) 調査地域・地点

① 埋蔵文化財の分布状況

(ｱ) 既存資料調査

調査地域は、計画地及び事業の実施により埋蔵文化財への影響が想定される範囲とした。

② その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

調査地域は、計画地及び事業の実施により埋蔵文化財への影響が想定される範囲とした。

4) 調査期間

① 埋蔵文化財の分布状況

(ｱ) 既存資料調査

入手可能な最新年度とした。

② その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

入手可能な最新年度とした。

5) 調査結果

① 埋蔵文化財の分布状況

(ｱ) 既存資料調査

ｱ) 計画地及びアクセス道路に係る埋蔵文化財包蔵地

計画地及びアクセス道路に係る埋蔵文化財包蔵地の概要は表 10.14-1 に、埋蔵文化財包蔵地の位置は図 10.14-1 に示すとおりである。

計画地及びアクセス道路には遺跡が 4 か所確認されている。

表 10.14-1　確認されている埋蔵文化財包蔵地

番号	遺跡名	種別	時代
1	大平遺跡	集落跡	縄文・古墳・平安・中近世
2	№7 遺跡	集落跡	縄文・古墳
3	山王遺跡	集落跡	縄文
4	諏訪北Ⅰ遺跡	集落跡	古墳

注）番号は図10.14-1内の埋蔵文化財包蔵地に対応する。

資料：「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ」（令和8年2月閲覧、埼玉県教育委員会教育局教育総務部文化財・博物館課ホームページ）

「埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第424集 桶川市 大平遺跡 一般国道17上尾道路新設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告」（平成28年7月、国土交通省関東地方整備局、公益財団法人埼玉県文化財調査事業団）

ｲ) 川田谷陣屋跡（大平遺跡）

川田谷陣屋は、徳川家康の関東移封に随行した、三河国（現在の愛知県東部）出身の牧野康成（半右衛門、丹後田辺藩主家祖）によって築かれた。牧野康成は石戸領（現在の上尾市西部から鴻巣市西部にかけての地域）を割り当てられ、そのほぼ中央にあたる川田谷の地に陣屋を構えた。この陣屋跡を含む大平遺跡は、計画地の南西側に位置する。

川田谷陣屋の防御施設は、北側及び東側の湿地を天然の要害とし、南側及び西側は土塁と堀を巡らせていた。土塁は明治初年に削平されたと伝わっている。北側の湿地に至る斜面の落ち際には浅い堀状の遺構が見られるが、それ以外に直接目に触れる遺構はほとんど見られない。

平成 19～21 年にかけて、公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団によって、「一般国道 17 号上尾道路新設工事」に伴う大平遺跡の発掘調査が実施された。その際に川田谷陣屋跡の区画溝と付属する寺院施設等が検出されたほか、牧野氏の家紋である「丸に三ツ柏」が描かれた漆器が出土したことは特筆される。「一般国道 17 号上尾道路新設区域」の遺構は記録保存され、その報告書は『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第 424 集 桶川市大平遺跡 一般国道 17 号上尾道路新設工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』（平成 28 年 7 月、国土交通省関東地方整備局・公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団）として取りまとめられている。

「一般国道 17 号上尾道路新設工事」に伴う発掘調査及び令和 6 年度に桶川市が実施した計画地内の試掘調査の結果、大平遺跡のほぼ中央、計画地の南西隅に伝承どおり川田谷陣屋の本丸跡が所在する可能性が極めて高いことが分かった。桶川市の担当部署により提示された「川田谷陣屋の本丸跡として現状保存が望まれる範囲」は、図 10.14-1 に示すとおりである。

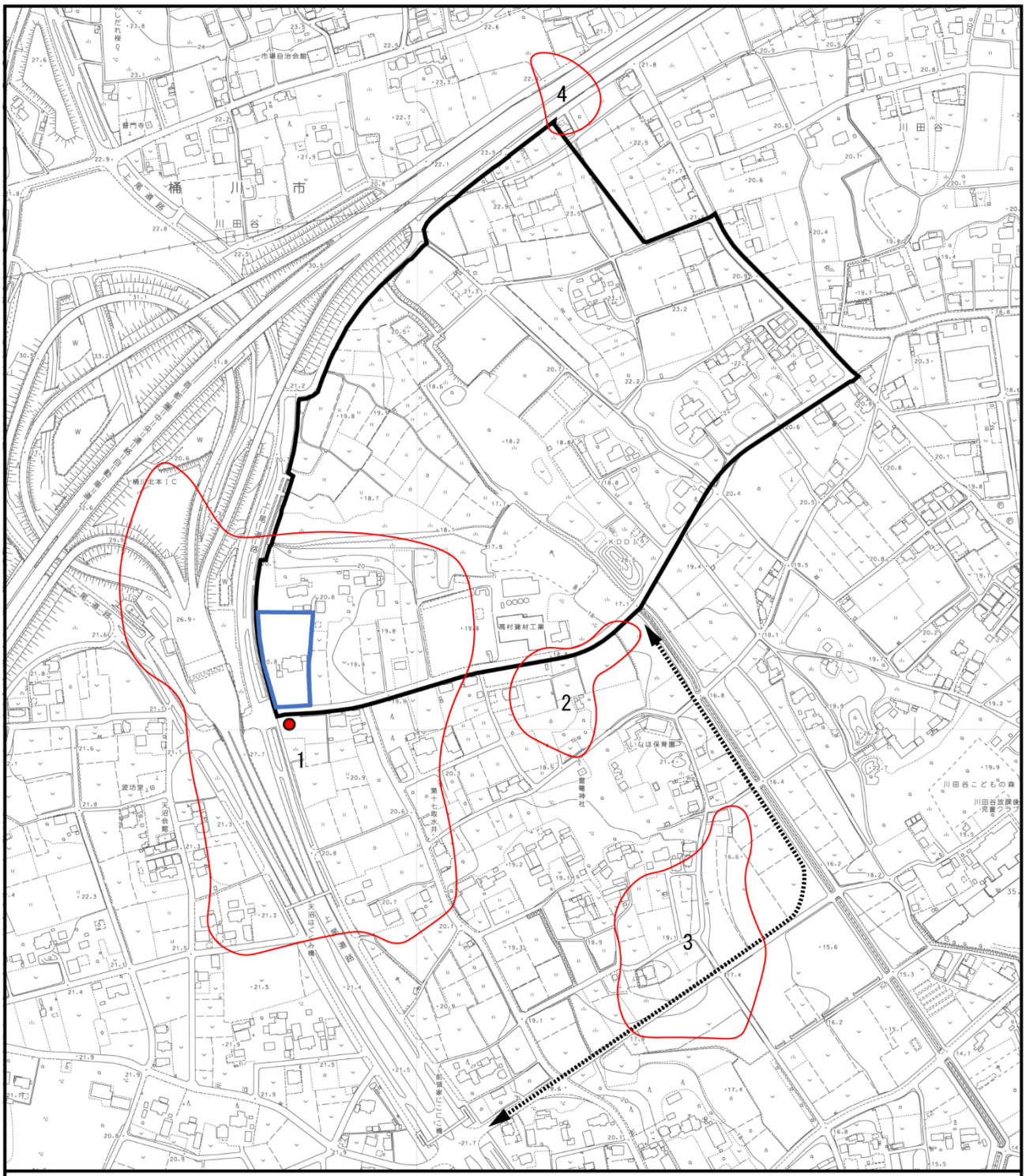

この地図は「2500分の1管内図（桶川市）」（平成29年３月）を使用して作成したものである。

凡　例

- 計画地
- アクセス道路
- 埋蔵文化財包蔵地
- 牧野薬師堂
- 川田谷陣屋跡の現状保存が望まれる範囲

図 10.14-1　計画地及びアクセス道路の埋蔵文化財包蔵地等の状況

1：6，000
0　60　120　180m

N

② その他の予測・評価に必要な事項

(ｱ) 既存資料調査

ｱ) 地域の史跡・文化財の状況

地域の史跡・文化財の状況は、「第 3 章 地域の概況　3.2 (7) 1)指定文化財、2)埋蔵文化財」(p.145～152 参照) に示したとおりである。

計画地の最寄りの指定文化財としては、計画地の北側約 150m に桶川市指定の建造物である「諏訪神社本殿」が存在する。また、計画地の北西側約 900m には、国指定天然記念物である「石戸蒲ザクラ」が存在する。

また、計画地の南西側には「牧野薬師堂」が存在する。「牧野薬師堂」は、中世末期から近世にかけて川田谷に置かれた川田谷陣屋の名残と言われ、旧在地は桶川北本 IC の敷地内にあったが、IC の建設の際に現在の地に移された (図 10.14-1 参照)。

ｲ) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「第 3 章　地域の概況 3.1 (2) 2)土地利用計画の状況」(p.48～50 参照) に示したとおりである。

計画地は、全域が市街化調整区域及び農用地区域に指定されている。また、計画地周辺は、東側を除きおおむね市街化調整区域、農用地区域が広がっており、一部に森林地域が点在している。

計画地では、用途地域は指定されていない。

(2) 予測

1) 造成地の存在による埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

① 予測内容

造成地の存在による埋蔵文化財包蔵地の改変の程度を予測した。

② 予測地域・地点

予測地域は、計画地及び事業の実施により埋蔵文化財への影響が想定される範囲とした。

③ 予測対象時期

供用時とした。

④ 予測方法

本事業の計画と調査結果との重ね合わせにより予測した。

⑤ 予測結果

計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地である大平遺跡が存在し、試掘調査の結果、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性が極めて高いことが確認された。このため、桶川市の担当部署により提示された「川田谷陣屋の本丸跡として現状保存が望まれる範囲」については、指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限する計画とする。

なお、工事中に未周知の埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに工事を中断するとともに、「文化財保護法」等に基づき、埼玉県及び桶川市の担当部署と協議の上、適正に対応する。

(3) 評価

1) 造成地の存在による埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

① 評価方法

(ｱ) 影響の回避・低減の観点

史跡・文化財への影響が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されているかどうかを明らかにした。

(ｲ) 基準・目標等との整合の観点

史跡・文化財の予測結果が表 10.14-2 に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているかどうかを明らかにした。

具体的には、「文化財保護法の手続に則り届出を行うとともに、関係行政機関の指導及び助言を踏まえ適切に対処する」とした。

表 10.14-2　整合を図るべき基準等

関係法令、計画等	整合を図るべき基準等
「文化財保護法」 (昭和 25 年 5 月、法律第 214 号)	【調査のための発掘に関する届出、指示及び命令】 第九十二条　土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。 2　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。 【土木工事等のための発掘に関する届出及び指示】 第九十三条　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。 2　埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。
「第二次桶川市都市計画マスタープラン」 （令和 7 年 3 月、桶川市）	【西部田園地域】 地域づくりのテーマ ・自然や歴史が暮らしと調和したうるおいのあるまちづくり 地域づくりの方針（土地利用） ・IC 周辺等における適切な土地利用の誘導（複合開発エリア） 桶川北本 IC 周辺は、広域交通の利便性を活かした複合開発エリアとして隣接市に配慮し、埋蔵文化財や河川などの周辺環境と調和を図りながら、物流業や製造業などの産業施設の立地誘導を図る。

② 評価結果

(ｱ) 影響の回避・低減の観点

造成地の存在による史跡・文化財への影響が予想されるが、表 10.14-3 に示す環境の保全のための措置を講じることによって、史跡・文化財への影響低減に努める。

以上のことから、造成地の存在による史跡・文化財への影響は、実行可能な範囲内で回避・低減が図られているものと評価する。

表 10.14-3　史跡・文化財に関する環境の保全のための措置

影響要因	想定される影響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分	実施主体
造成地の存在	埋蔵文化財の改変	発掘調査等による記録保存ほか	・埼玉県及び桶川市の担当部署と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。また、遺跡の概要を記した案内板の設置等を検討する。	回避・低減	事業者
		埋蔵文化財の現状保存	・桶川市の担当部署により提示された「川田谷陣屋の本丸跡として現状保存が望まれる範囲」については、指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限する計画とする。	回避	事業者

(ｲ) 基準・目標等との整合の観点

計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地である大平遺跡が存在し、試掘調査の結果、川田谷陣屋の本丸跡が存在する可能性が極めて高いことが確認された。このため、桶川市の担当部署により提示された「川田谷陣屋の本丸跡として現状保存が望まれる範囲」については、指導及び助言を踏まえ、地下部の改変を制限する計画とする。

また、工事中に未周知の埋蔵文化財が発見された場合は、速やかに工事を中断するとともに、「文化財保護法」等に基づき、埼玉県及び桶川市の担当部署との協議の上、適正に対応する。

以上のことから、整合を図るべき基準等（文化財保護法の手続に則り届出を行うとともに、関係行政機関の指導及び助言を踏まえ適切に対処する）と予測結果との間に整合が図られていると評価する。